5　新規則別表六(二十五)、別表六の二(二十二)及び別表六の二(二十二)付表の書式は、法人の附則第一項第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

6　新規則別表十八から別表十八の三までの書式は、法人の平成三十年四月一日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用し、法人の同日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

7　旧規則別表十八、別表十八の二又は別表十八の三の書式により平成三十年四月一日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税及び同日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税について同日以後に修正申告書の提出をする場合には、前項の規定にかかわらず、旧規則別表十八の表及び別表十八の二の表の「(ふりがな)　代表者自署押印」の欄中「自署押印」とあるのは「記名押印」と、旧規則別表十八の三の表の「(ふりがな)　事業責任者自署押印」の欄中「事業責任者自署押印」とあるのは「国内源泉所得に係る事業等の責任者記名押印」とする。

8　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から附則第一項第一号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　新規則別表六(十九)の書式　同表の表中「特定の地域又は地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」と、同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」と、同第八号(1)及び(5)中「地方活力向上地域等」とあるのは「地方活力向上地域」と、同号(9)及び同第十一号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」とする。

二　新規則別表六(十九)付表の書式　同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは、「特定の地域」とする。

三　新規則別表六(二十三)付表二の書式　同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは、「特定の地域」とする。

四　新規則別表六(二十四)付表の書式　同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは、「特定の地域」とする。

五　新規則別表六の二(十六)の書式　同表の表中「特定の地域又は地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」と、同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」とする。

六　新規則別表六の二(十六)付表一の書式　同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」と、同第四号②中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、同第六号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」と、同第七号(1)及び(6)中「地方活力向上地域等」とあるのは「地方活力向上地域」と、同号(10)中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」とする。

七　新規則別表六の二(十六)付表二の書式　同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは、「特定の地域」とする。

八　新規則別表六の二(十六)付表三の書式　同表の表中

当　期　控　除　額　の　個　別　帰　属　額	
(別表六の二(十六)「51」)×$\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「42」又は}\frac{(19)}{(20)}}{(18)}$	

」とあるのは

当　期　控　除　額　の　個　別	
(別表六の二(十六)「51」)×$\frac{\text{別表六の二(十六)付}}{(18)}$	

」

帰　属　額	
表一「42」	

」と、同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」とする。

九　新規則別表六の二(十七)付表の書式　同表の表中

地　方　事　業　所　特　別　基　準　雇　用　者　数　に　係　る　法　人　税　額　の　特　別　控　除　に　係　る　個　別　帰　属　額	
(別表六の二(十六)「49」)×$\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「42」又は別表六の二(十六)付表三「19」}}{\text{別表六の二(十六)付表三「18」}}$	

」とあるのは、

地　方　事　業　所　特　別　基　準　雇	
(別表六の	

」